

防衛大学校達第1号

防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第21条第2項の規定に基づき、学生隊の編成に関する達を次のように定める。

昭和54年2月10日

防衛大学校長 土田 國保

学生隊の編成に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号

学生隊の編成に関する達（昭和37年防衛大学校達第1号）の全部を改正する。

（学生隊の目的）

第1条 学生隊は、学生相互の理解を深め、融和団結を図り、学生の共同生活を円滑にし、あわせて学生に部隊指揮及び業務処理の基礎的能力を修得させることを目的とする。

（編成及び呼称）

第2条 学生隊は、4個大隊をもつて編成し、大隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号をもつて呼称する。

2 大隊は、4個中隊をもつて編成し、中隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号を付し、大隊番号を冠して2けたの番号をもつて呼称する。

3 中隊は、3個小隊をもつて編成し、小隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号を付し、中隊番号を冠して3けたの番号をもつて呼称する。

（小隊の構成）

第3条 小隊は、各学年の学生をもつて構成し、第2学年以上の学生については、同一学年にそれぞれ陸上自衛官要員、海上自衛官要員及び航空自衛官要員を含むものとする。

附 則

この達は、昭和54年3月28日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。